

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 1 月 8 日（火）第3483号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
 ○救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 2
 ○県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 2
- 公 告
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 2
- 教 育 委 員 会 告 示
- 指定管理者の指定（保健体育課取扱い） 3
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 3
- 監 査 委 員 公 表
- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 4
- 公 安 委 員 会 告 示
- 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年 1 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市鶴川内字永野5588番1，5781番1
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第4号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成31年 1 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
上村病院	薩摩川内市東開聞町9番22号

2 認定の有効期限

平成34年 2 月20日

鹿児島県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成31年 1 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
ファイン調剤薬局	薩摩川内市原田町1番26号	平成28年 9月30日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（旧：経営体育成基盤整備）（区画整理）西牟田雪山地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 1 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年 1 月 9 日から同年 2 月 6 日まで

3 縦覧場所

東串良町役場建設課

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成31年 1 月 8 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年 1 月 8 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年 1 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コマースモール東開町

鹿児島市東開町字東開 4 番12

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

- ア (ア) 変更前 住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均
大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号
- (イ) 変更後 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
- イ (ア) 変更前 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
- (イ) 変更後 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

- ア 変更前 株式会社九州ケースデンキ 代表取締役 加藤修一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- イ 変更後 株式会社九州ケースデンキ 代表取締役 坂下陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更年月日

- (1) 2 の(1)のア 平成24年 4 月 1 日
- (2) 2 の(1)のイ 平成29年 4 月 1 日
- (3) 2 の(2) 平成23年 6 月 9 日

4 届出年月日

平成30年12月18日

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 1 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第 6 条の規定により，次のとおり指定管理者を指定した。

平成31年 1 月 8 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 公の施設の名称
鹿児島ふれあいスポーツランド
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社セイカスポーツセンター
鹿児島市宇宿二丁目18番27号
- 3 指定の期間
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号

平成24年 2 月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年 1 月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

2 の表に次のように加える。

220	特別養護老人ホーム城山苑別館	鹿児島市長田町37番23号
-----	----------------	---------------

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 1 号

平成30年10月 2 日付け監査第55号の監査結果に基づき、平成30年12月 6 日付け鹿公委会第 4 号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成31年 1 月 8 日

鹿児島県監査委員	長野 信弘
同	大藪 豊
同	田之上耕三
同	桃木野幸一

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
警察本部	平成27年度、平成28年度に支払うべき旅費等を、平成29年度に支払っているものがある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 担当係と会計係の連携を密にし、執行漏れ等が発生しないように情報の共有化を図ることとした。 2 幹部による業務管理を徹底するほか、係内で相談しやすい職場環境づくりに配意し、同種事案の再発防止に努めている。
	パソコン等の物品事故が複数あり、損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故当事者に対する指導を実施するとともに、朝礼時に職員に対して事案発生状況や原因等を説明し、再発防止の指示・教養を実施した。 2 継続的な意識醸成を図るため、朝礼、会議等で職員に対して他所属の物品事故の事例を紹介し、再発防止に努めている。
	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。 交通事故が複数あり、公用車等に多額の損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故当事者に対する再発防止に向けた実技指導を実施した。 2 朝礼や各種会議において、事故防止の指示・教養を実施した。 3 運転技能向上のための運転訓練を実施した。 4 幹部において、出発前に車両使用者に対する指示や安全運転を促す声かけを徹底している。 5 同乗者による降車誘導や運転者と同様に安全確認を行う呼称運転を徹底している。
瀬戸内警察署	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 1 朝礼及び各種会議において、事故防止の指示・教養を実施した。 2 運転技能向上のための運転訓練や同乗者の誘導訓練等を実施した。 3 署員にヒヤリハット体験談を発表させ、危険形態の情報共有を図るとともに、注意を喚起した。 4 幹部において、出発前に車両使用者に対する指示や安全運転を促す声かけを徹底している。 5 交通安全に対する自覚を持たせるため、朝礼時等で交通安全六則の唱和を実施している。

徳之島警察署	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 1 朝礼及び各種会議において、事故防止の指示・教養を実施した。 2 交通事故防止の教養資料を発出し、注意を喚起した。 3 運転技能向上のための運転訓練を実施した。 4 幹部において、出発前に車両使用者に対する指示や安全運転を促す声かけを徹底するとともに、宿直明けの者に運転をさせないなど業務管理を徹底している。
--------	--------------------------	--

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第1号

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第13号）第2条の規定に基づき次の医師を指定した。

なお、平成28年1月8日鹿児島県公安委員会告示第4号（銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定）は、廃止する。

平成31年1月8日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

氏 名	勤務する病院名	病院の所在地	診 断 の 対 象 者	指定年月日
赤 崎 安 隆	赤崎病院	指宿市開聞仙田 2307番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	平成30年 12月20日
山 畑 良 蔵	鹿児島県立始良病院	始良市平松6067番地		
杉 本 東 一	奄美病院	奄美市名瀬浜里町170番地		
橋 口 渡	病院芳春苑	志布志市志布志町安楽3008番地5		
上津原 甲一	林内科胃腸科病院	鹿児島市武二丁目33番8号		
田 中 滋 也	田中脳神経外科クリニック	鹿児島市山之口町1番30号		
山 田 康 一 郎	やまだメンタルクリニック	鹿児島市加治屋町13番3号		
花 谷 亮 典	鹿児島大学病院 脳神経外科	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号		
菅 田 真 生	びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番地1		
中 村 雅 之	鹿児島大学病院 神経科精神科	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号		
石 塚 貴 周				